

報告第3号

景観法に基づく届出に関する事項について

景観法に基づく届出に関する事項について

1 景観形成基準について

景観計画で定める行為の制限事項について、以下のとおりと取り扱います。

2 取り扱い

(1) 景観計画に規定する行為の制限の適用除外の適用の一括基準の設定について

本市景観条例において、「市長は行為の制限の適用除外の適用をしようとするときはあらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定されていることから一定の事例の適用除外の適用対象をあらかじめ設定することとし、今後、事例等をふまえ順次提案します。

(2) サブカラーについて

景観計画の景観形成基準別表1において、サブカラーとは「外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮する」と規定されていますのでこの運用について、以下のとおりとします。

色相は基準色の隣り合う系統まで（Y系ならば、YR系～GY系）、彩度差2以内（R系・YR系ならば彩度8以下、Y系ならば彩度6以下その他の色相ならば、彩度4以下まで）をサブカラーとして認めることとします。ただし、周辺の状況やアクセントカラーとの調和を考慮して適宜判断する。

(以下参考)

■別表1：色彩基準（景観重点区域以外）

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
 - ・ 外壁各面で1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
 - ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

■マンセル表色系と色彩基準

枚方市景観計画における色彩基準（外壁基本色）

以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** が外壁に使用してもよい色彩の範囲です。

但し、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。

